

神奈川県建築基準法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

平成 30 年 6 月 27 日に建築基準法の一部を改正する法律が公布され、道路の定義に係る規定について表現が整理された。これに伴い規定の整理を行うため、神奈川県建築基準法施行細則（以下「細則」という。）の一部を改正した。

2 改正内容

(1) 道路とみなされる道の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項では、同法第 3 章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる一定幅員未満の道で特定行政庁の指定したものは道路とみなすこととされている。このたび、同規定の表現が整理されたことから、細則で指定する道路とみなされる道について同様に整理を行った。（第 13 条）

(2) その他

規則で定める様式の標記について一部修正を行った。（第 4 号様式の 3）

3 施行期日

公布の日